平成２７年（フ）第５２７号
静岡県藤枝市上青島289番地の１　サンハイツミユキ101号
債務者　山内　道生
１　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月25日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８号
岩手県宮古市西町１丁目６番10号　コーポあさひＤ号室
債務者　庄木　陽子
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月21日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第９０９４号
東京都杉並区松ノ木２丁目39―２―204
債務者　芳賀　　拓
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３号
沖縄県宜野湾市新城２丁目６番13―202号
債務者　宮城　　忍
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２６号
長崎県佐世保市白南風町16番３号
破産者　有限会社モトヤマ
１　決定年月日　平成27年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
福岡県久留米市西町921番地の２、商業登記簿上の本店所在地福岡県久留米市西町221番地の11
破産者　有限会社久友薬品
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１８４号
福井県坂井市丸岡町北横地第33号11番地甲の２
破産者　有限会社ＡＭＹ　ＶＥＲＴ
１　決定年月日　平成27年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５７５号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西１丁目10番地22
破産者　有限会社東京パッケージ
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２１号
東京都八王子市明神町１丁目６番５号アドバンス明神町Ａ棟805号
破産者　島田　　実
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７２１号
横浜市鶴見区生麦１丁目11番16号　生麦第一ビル102、商業登記簿上の本店所在地横浜市鶴見区生麦１丁目13番16―102号
破産者　有限会社押山組
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目10番地10
破産者　大連建設株式会社
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４３号
長野県埴科郡坂城町大字坂城10171番地
破産者　有限会社高輝商会
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２４２６号
名古屋市南区内田橋２丁目19番地４
破産者　アイチ総合サービス株式会社
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９３号
愛知県豊明市新栄町１丁目182番地
破産者　株式会社レイズ
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５８号
名古屋市千種区南明町１丁目59番地の２
破産者　大興紙業株式会社
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３９号
名古屋市中区新栄２丁目２番７号
破産者　ケイコーポレーション株式会社
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５１号
京都市北区小山上内河原町37番地
破産者　株式会社倉内工務店
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
沖縄県南城市佐敷字佐敷56番地
破産者　株式会社アイテックソリューションズ
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３１号
沖縄県宜野湾市宜野湾３丁目11番21号
破産者　株式会社ジェネシス
１　決定年月日　平成27年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７８号
北海道旭川市東光８条３丁目２番４号
破産者　有限会社北華電設工業
１　決定年月日　平成27年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部